令和2年度認定薬局等整備事業 (認定薬局整備支援事業)

認定薬局整備に向けた地域の多職種連携強化事業の概要

徳島県 (一社)徳島県薬剤師会

特定の機能を有する薬局の認定

- 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。
 - ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と 連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局(地域連携薬局)
 - ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して 対応できる薬局(専門医療機関連携薬局)





患者のための薬局ビジョンの 「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局 医疫機関 (入院施設) ◆00MM 入退院時における ま者の服薬状況等の 地域連携薬局 情報連携 他薬局 在宅訪問 御医療提供施設と 情報連携 介護施設 患者宅

専門医療機関連携薬局



〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有(入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等)
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応(麻薬調剤の対応等)

寺

〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有(専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等)
- ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置

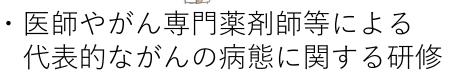
等

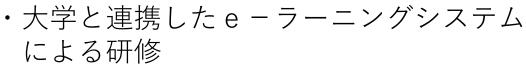
- ※都道府県知事の認定は、構造設備や業務体制に加え、機能を適切に発揮していることを実績により確認する。このため、1年ごとの更新とする。 認定手続は、既存制度も活用して、極力薬局開設者や認定を行う自治体の負担とならないものとする。
- ※一般用医薬品等の適正使用などの助言等を通して地域住民の健康を支援する役割を担う「健康サポート薬局」(薬機法施行規則上の制度)については、引き続き推進する。

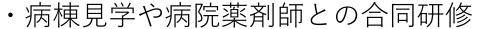
<u>事業概要</u> 医療機関との連携によるがん薬物療法の 研修



















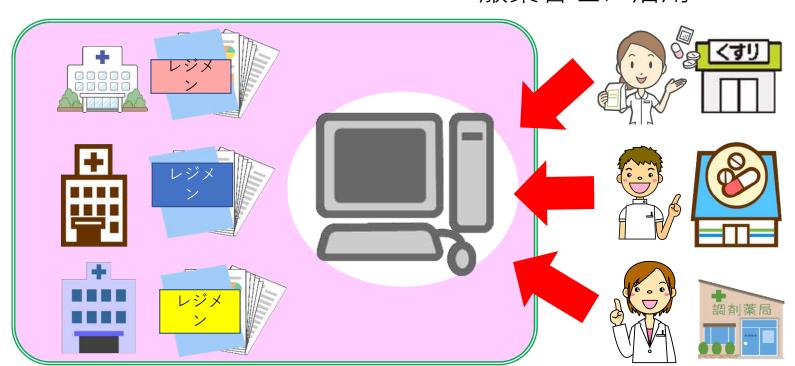
事業概要がん化学療法レジメンの情報共有



病院のレジメンを データベース化



薬局薬剤師が検索し、 患者の効果的な 服薬管理に活用



事業概要

多職種連携による入退院時における有効な薬物療法を提供する仕組みの構築



- ・手術や検査前に休薬や減薬が必要な薬剤の情報提供
- ・入院時の持参薬や過去の副作用歴,一般用医薬品や 健康食品の使用歴についてかかりつけ薬局から情報提供
- ・退院時カンファレンスに薬局薬剤師も参加

<u>事業概要</u> 「連携シート」と「マニュアル」の活用

- ・前年度作成の「多職種連携シート」と 「多職種のための 医薬品適正使用マニュアル」を自立支援ケア会議などで活用
- ・具体的な活用例を集計,データベース化し, 多職種で共有して活用
- ・活用していく上で内容の改良・充実化







